

## 令和7年度（令和8年4月1日採用）

### 会計年度任用職員 スクールサポートスタッフ採用 案内

1 職種 会計年度任用職員 スクールサポートスタッフ

2 採用予定者人数 4名程度

#### 3 勤務条件

- (1) 職務内容 学習用教材の印刷、保護者への連絡、学校給食の配膳業務、健康管理等に係る学級担任等の補助、教室の消毒等を行う。  
その他校長が学校運営上必要と認める業務（運動会等学校行事の補助業務、給食の準備・片付け等）
- (2) 勤務場所 別府市内小学校・中学校
- (3) 任用期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日  
※年間をとおして勤務していただきます。  
なお、任用後1ヶ月間は条件付採用期間となります。
- (4) 勤務日 原則として月曜日から金曜日
- (5) 勤務形態 勤務形態は、月15日・6時間勤務となります。  
※途中45分の休憩が付与されます。
- (6) 報酬 日額 6,831円（今後の給与改定等の状況により、支給額が増減することがあります）
- (7) 時間外勤務 時間外勤務命令による勤務  
※時間外勤務を行った場合には、単価に応じた割り増し報酬を支給します。
- (8) 費用弁償 条件により通勤に係る費用を支給します。
- (9) 期末・勤勉手当 本市の規定に基づき、要件を満たす場合、6月及び12月に期末・勤勉手当が支給されます。
- (10) 社会保険等 健康保険、厚生年金保険、雇用保険及び労災保険等に加入
- (11) 休暇等 年次有給休暇、忌引、官公署出頭等を本市の規定により付与します。

#### 4 試験申込資格

- (1) 平成20年4月1日までに生まれた人
- (2) 次のいずれかに該当する人は受験できません。
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - ・別府市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
  - ・令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第8項に規定する特定性犯罪事実該当者である者
- (3) 他の会計年度任用職員（専門職）との併願はできません。

#### 5 試験について

- (1) 申込方法
- ・所定の申込書及び誓約書に必要事項を記入し、学校教育課学務係担当まで、ご提出ください。
  - ・「申込書」・「誓約書」は別府市役所ホームページより入手できます。

- (2) 受付期間 令和8年1月5日（月）～令和8年1月16日（金）  
※受付時間：午前8時30分～午後5時  
※土、日及び祝日を除きます。  
※郵送可（令和8年1月16日（金）必着）
- (3) 試験方法 書類選考、面接試験  
・日 時 令和8年1月21日（水）  
※時間については、申込受付後、連絡します。  
・場 所 別府市役所5階 教育委員会室
- (4) 合格発表 試験結果については、受験者全員に文書にて通知します。

## 6 採用後の注意点

- (1) 任用期間中の身分は、一般職の地方公務員となりますので、守秘義務、政治活動の制限等の義務が課せられます。
- (2) 兼業については、可能ですが、職務専念義務等の観点から以下の点にご注意ください。
- ・職務の遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。
  - ・職員の職との間に特別な利害関係がある又は生ずるおそれがないこと。
  - ・職員の職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるおそれがないこと。
  - ・他の事業所と合わせて1日につき計8時間を超えて労働しないこと。
  - ・他の事業所と合わせて1週間につき計40時間を超えて労働しないこと。
- (3) 配置先については、令和8年3月31日までに連絡しますので、令和8年4月1日から職務に就けるようご準備ください。

## 7 お問い合わせ

別府市教育委員会教育部 学校教育課 学務係 担当：佐藤  
〒874-8511 別府市上野口町1番15号（市役所5階）  
電話：0977-21-1574 E-mail:sch-be@city.beppu.lg.jp

**令和7年度(令和8年4月1日採用)  
別府市教育委員会会計年度任用職員 教員業務支援員(スクールサポートスタッフ)  
採用試験申込書**

以下の項目についてすべて記入してください。(※印は除く。)

※ 受付	郵便	※	試験職種 会計年度任用職員 【スクールサポートスタッフ】	受験番号 ※		
	来課		国籍 (国名を記入してください)	(写真貼付) 上半身・正面・ 無帽 6ヶ月以内撮影 4.5cm×3.5cm (パスポートサイズ)  貼付して提出  (写真裏面に氏名記入)		
フリガナ			生年月日 昭・平 年 月 日			
氏名			R8.4.1 現在年令 ( )			
現住所	(〒 - )	電話 携帯 E-mail				
現住所以外の連絡先	(〒 - ) 電話					
学歴	学校名		学部・学科・専攻等	在学期間	区分	
最終				年 月 ～ 年 月	<input type="checkbox"/> 卒業 <input type="checkbox"/> 卒業見込み <input type="checkbox"/> 中退	
職歴	勤務先名称		勤務内容	所在地	在職期間	退職理由
					自 年 月	
					至 年 月	
					自 年 月	
					至 年 月	
					自 年 月	
				至 年 月		
別府市における他の職の申込状況			<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 (職名: )		
普通自動車 第1種免許	昭和 平成 年 月 日 令和	<input type="checkbox"/> 取得 <input type="checkbox"/> 取得見込み <input type="checkbox"/> なし		その他資格・免許 (名称・取得年月日を記入してください)		
私は次のいずれにも該当していません。 ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ・別府市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者					年 月 日 取得	
					年 月 日 取得	
					年 月 日 取得	
					志望動機	
上記及び申込書に記載した事項は、事実と相違ありません。						
令和 年 月 日						
申込者氏名 (自署)						

## 誓約書

私は、別府市教育委員会の採用選考に際し、以下の事項を誓約いたします。

- 私は、裏面記載の、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第8項に規定する特定性犯罪事実該当者ではありません。

※ なお、本誓約書署名時に同法第2条第7項第6号が委任する政令が制定されていない場合であっても、青少年健全育成条例や迷惑防止条例等の条例における同項イからニに定める行為に対する罰則について、前科がないこと(当該前科に係る特定性犯罪事実該当者に該当しないこと)を、本誓約書をもって誓約いたします。

- 採用選考の過程で提出する書類及び申告する内容はすべて事実であり、事実と異なる申告は一切いたしません。

令和 年 月 日

【氏名(自署)】 \_\_\_\_\_

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律  
(令和6年法律第69号)(抄)  
(定義)  
第二条(略)

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条(同項の罪に係る部分に限る。)の罪  
二 盗犯等の防止及び処分に関する法律(昭和五年法律第九号)第四条の罪(刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。)

三 児童福祉法第六十条第一項の罪

四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第四条から第八条までの罪

五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和五年法律第六十七号)第二条から第六条までの罪

六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器(以下このロにおいて「写真機等」という。)を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ みだりに卑わいな言動をする行為(イ又はロに掲げるものを除く。)

ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者(その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者(当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。)を除く。)であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの